平成２５年（フ）第２５号
大阪市生野区鶴橋３丁目１番28―403号
債務者　曽根　正昭
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２号
大阪市大正区三軒家東１丁目15番２―404号
債務者　宮本多鶴子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８２号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番39号
債務者　井上　君江
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６２号
大阪府枚方市東藤田町１番18号、前住所大阪府高槻市塚原３丁目17番５―604号
債務者　山本　　保
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８４号
大阪府八尾市永畑町１丁目１番60号、前住所大阪府八尾市老原３丁目23番地の１　ポンデュガール101号
債務者　日髙　正裕
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３５号
大阪市東淀川区上新庄２丁目12番24号
債務者　延川広三こと　鄭　　広三
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３６号
大阪府枚方市楠葉面取町２丁目２番20―107号、前住所大阪府高槻市野田２丁目22番11号
債務者　宮本　久美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４６号
大阪市城東区森之宮１丁目２番808号
債務者　石井　宏幸
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４８号
大阪市住吉区我孫子東２丁目１番19―203号
債務者　吉村　鈴光
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５０号
大阪市淀川区十三東３丁目１番17号　川口マンション301号
債務者　次田　正宏
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１号
神戸市長田区若松町５丁目５番１―1421号
債務者　直　　文治
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１号
福島市蓬莱町２丁目６番１－８号、従前の住所福島県二本松市蓬田85番地２
債務者　佐藤　正志
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１６７号
福島市瀬上町字東町１丁目２番地の４　ＢＢハウス101号
債務者　伊藤　三郎
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２１９号
滋賀県近江八幡市日吉野町644番地73
債務者　宇藤　昌敏
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１４７号
鳥取県境港市東雲町10番地３
債務者　西尾　秀道
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第９０５号
北九州市小倉南区朽網東２丁目29番１―207号
債務者　竹中佐器子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７９号
青森県弘前市大字八幡字北原22番地７
債務者　五十嵐清勇
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４号
青森県弘前市大字高崎１丁目５番地12　木村住宅Ｂ棟
債務者　三上　泰助
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
青森地方裁判所弘前支部